

◎転出証明書は郵送で取り寄せることができます。

- ※住所を市外に変更する場合、旧住所で転出届、新住所で転入届をする必要があります。
- ※転出届をすると「転出証明書」という書類が発行されますので、それを持って新住所の市区町村の役所や役場に転入届を行ってください。
- ※なお、住民基本台帳カードをお持ちの方もしくは同じ世帯員でカードをお持ちの方が一緒に転出される場合は、転入届の特例に該当しますので必ず申請書の「住基カード」の欄に○印をご記入ください。
- 転入届の特例に該当しますと「転出証明書」は発行されませんのでご注意ください。
- 新住所地での転入届の際に必ず住民基本台帳カードをお持ちください。
- ※郵送で請求する場合、封筒に右の申請書と切手を貼った返信用封筒(返信先住所氏名記入のうえ)それから身分を証明する書類(免許証等のコピー、外国籍の方は在留カードか特別永住者証明書のコピー)を太田市役所市民課宛てにお送りください。
- ※また、太田市で国民健康保険に加入されていた方は保険証の返却が必要になります。保険証も一緒に同封してください。
- ※さらに、太田市で印鑑登録をしていた方や福祉医療資格者証を持っていた方も返却の対象になりますので、合わせて同封してください。

何かが不明な点がありましたら、下記に電話でお問い合わせください。
 太田市役所 市民課 窓口記録係 TEL0276-47-1937
 土日祝祭日を除く毎日8:30～17:15

～記入の仕方(右の転出証明申請書)～

- 届出日欄は記入不要です。
- 異動日欄は新しい住所に住み始めた日を記入(太田市の転出日)してください。
- 世帯全員の引越しならば1. 全部、全員でなければ2. 一部に○印をつけてください。
- 届出人欄は届出人の直筆で記入し、届出人は世帯主又は世帯員のみです。
 電話番号は必ず昼間に連絡がとれる番号を記入してください。
 届出人が世帯主又は世帯員以外の場合は委任状が必要です。
 (押印は認印でも可 スタンプ式は不可)
- 新住所欄は新しい住所を記入、旧住所欄は今までの住所を記入してください。
- 新世帯主欄は新しい住所での世帯主を記入、旧世帯主欄は今までの住所世帯主を記入してください。
- 今回の引越しで、世帯主以外の世帯員が太田市に残った場合に残った世帯員内から新世帯主を決めて、氏名を記入してください。
- 氏名及び生年月日は異動する人全員を記入してください。
- 続柄は旧世帯主から見た続柄を記入してください。
- 国保及び住基カードの欄は該当があれば○印を記入してください。

転 出 証 明 書 申 請 書

届出日	年 月 日	1. 全部	届出人	TEL ()	()
異動日	年 月 日	2. 一部			
新住所					
旧住所	群馬県太田市				
新世帯主				転出者が世帯主のみの場合、太田市の世帯の新世帯主を記入して下さい	
旧世帯主				新世帯主「 」	

氏 名	続柄	国保	住基カード	生年月日
-----				年 月 日
-----				年 月 日
-----				年 月 日
-----				年 月 日
-----				年 月 日
-----				年 月 日

※この申請書を切手を貼った返信用封筒(返信先住所氏名記入のうえ)及び身分を証明する書類と同封して下記の住所に郵送してください。
 〒373-8718 群馬県太田市浜町2番35号 太田市役所市民課窓口記録係 宛て